

## 第 2 4 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 6 月 6 日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 22 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の  
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権  
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
移転について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
変更について

議案 第 5 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について

議案 第 6 号 農地法第 3 条の許可処分取消申請について

議案 第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（15 名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	4 番	岡本 義照
5 番	近藤 茂	6 番	井寺 知江子

7番	成清 輝美	8番	角 豊明
9番	中村 浩章	10番	北原 良輝
11番	城戸 慎吾	12番	溝口 弘之
13番	城戸 孝行	15番	古賀 重満
16番	坂本 好教		

#### 本会議に欠席した農業委員（1名）

14番 富安 春二

#### 会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時30分 開会

#### ○事務局

皆さんこんにちは。本日も総会よろしくお祈いします。それでは早速ですけれども、修正箇所がございますのでよろしくお祈いします。先ず議案書5ページになります。利用権解約の9番です。9項の貸人に持分1/3で3名名前があがっておりますけど、3番目の八女市平\_\_\_\_の方が2番目の方と同じ\_\_\_\_さんになってます、名前が\_\_\_\_さんが持分1/3ということで誤記しておりました。修正方よろしくお祈いします。それと利用権設定の方で幾つか罫線を引く場所とかが誤っておりますけれども、申し訳ありませんがご容赦願いたいともいいます。議案書としては以上でございます。それでは会長よろしくお祈いします。

#### ○議 長

それでは皆さん改めましてこんにちは。皆さん大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から、第24回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は14番の富安春二委員が欠席でございます。次に注意事項でございます。新型コロナウイルス感染症の対策として出来るだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔に願いします。また、発言される委員は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔に願いし、議案の審議に影響のないご質問につ

きましては最後の協議事項の際にお願いいたします。本日の議事は報告事項が2件、議案が9件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には2番の中村伸秀委員、5番の近藤茂委員をお願いいたします。

次に、報告事項に入る前に本日1件の追加議案の申し入れが事務局よりございます。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

本日机の上にお配りさせていただいておりました、括弧書きで追加議案と書いております、第24回農業委員会総会議案書をお手元をお願いいたします。こちらの方1枚めくっていただきますと、目次になってございまして、その次が追加議案でございます。本日の議案第2号、基盤法の所有権移転が4件ございましたが、5月27日の事前調査終了後にですね、推進機構より送達されました本件につきまして、第5項として議案の追加をお願いするものでございます。追加の理由としましては、4月総会に付議されました機構への所有権移転登記が非常に時間が掛かったことで、送達が通常より1週間ほど遅くなったため、事前調査までの議案に入れることが出来なかったということでございます。1ヶ月遅くなりますと売買に伴います機構が所有している期間も長くなりまして、その分利息等が発生するようなことになってまいりますので、こういったことを勘案して追加提案とさせていただきたいということで、お願いするものでございます。筑後市農業委員会の申し合わせ事項につきましては、3の議案の取り扱いという項目で追加議案については、真にやむを得ないものに限定し、その動議は農業委員により提案する。と定めておりますが、今回、農業委員さんの動議ではございませんけれども、事務局からの提案として議案の追加をお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○議長

それではこの件について、質問のある方はどうぞお願いいたします。はい、どうぞ。

#### ○委員(1番)

今の説明ですと、今後も推進機構からこういうふうに20日やなくて月末の事前協議に間に合わないような事例は今後も出てくる可能性はあるとですかね。

#### ○事務局

今回にあたりましてですね、確かにいつも20日から、20日過ぎぐらいにですね、市の方に送達されます。今回の分、足かけ2ヶ月ぐらいかかります。4月の議案にかかっておりまして、その買い入れを機構がやって登記を変えて、そして新たなですね、売り渡しの手続きということで、その通知が大体翌月の20日前後に来ていて、28日の事前調査までに来ればですね付議していたんですが、それを過ぎたということで、こういったことが起こりえる可能性があって、なお且つその月の議案に掛けたいのであればですね、機構の方には事前にFAXなりなんなりで、私どもにこういったのを送達するけれども間に合わないと少なくともお知らせして下さいと先方に伝えたところです。追加議案については、このように諮って認められるかどうかはその時の判断ということになりますので、1ヶ月後の議案ですよという指示が出ればそういったことになりまうとといったようなことと言いました。それと遅れた一番の理由は登記の遅れです。3月から5月にかけては法務局の方が非常に時間が掛かっておりまして、登記がですね完了してそれを推進機構の決裁に添付する必要があるということで、そういったものが時間が掛かっているということで、これについては毎年のお話ですので、そちらの決裁のやり方、法務局に送り込んであるのであれば登記完了していなくても出来るんじゃないですかとか、そういった話はさせていただいたところがございます。

○議長

ということですが。

○委員(1番)

結果的に今後あり得るんですから私は質問したんですよ。

○事務局

そういった意味でいけばあり得ます。はい。

○委員(1番)

あり得るならば今局長が説明されたような話じゃなくて、もうちょっときちんとですね、当然推進機構ももう1ヶ月前に分かつとるわけでしょうが。それが間に合わんで追加でちゅうような形じゃなくて、きちんと申し入れをやってですね、局長言われたけど、そこらへんをしてもらわんと度に出てきた時に追加ちゅうのは私はおかしいと思うんですね、ちょっと確認しよつとですよ。推進機構もそのために担当者がおって手続きばぴしつとしよつとにですたい。登記の遅れとかなんか、ちゃんと担当者

がおってしよつとに遅れましたは理由にならんと思うとやん。本当は間に合っていないとは駄目ですよち、金利の問題ちゅうのはそれは推進機構の事務上の責任でしょうち、うちの責任じゃなかわけでしょ、きちんと総会にかけて推進機構に回答を送って、その後推進機構からの手続きが遅れただけの話であれば、推進機構が悪いわけじゃないですか、事情ば聞けば推進機構は言うかもしれんけど、分かった上で出来ないことに対してなんでうちがわざわざ追加議案までしてせやんのかちゅう部分がですね、本来おかしいと思うんで。今後あり得るちゅうなら、そういう場合にはもう出来ないとかですね、今言われたようにせめて通知なりはあつとかないかぎりはまだ、受付はしません、翌月に回しますよとかちいうのはきちんと言うとかべきち思うとですよ。そういう意味でちょっと質問だけです。

#### ○議長

他にございませんか。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので議事に進みます。それでは、報告事項にはいりません。報告第1号、第2号について、続けて事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書の1ページをお願いいたします。

---

#### 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

---

第1項は借人が高齢による耕作困難のための解約、第2項は借人が離農されまして、家族間の使用貸借を解約されるもの、第3項は経営主変更のための解約、第4項は贈与されるための解約でございます。続きまして議案書の2ページをお願いいたします。

---

#### 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

---

利用権の解約は第1項から第13項までございますけれども、1ページ目のみ説明させていただきます。第1項と第2項は4条による農地転用のための解約、第3項は借人を変

更されるための解約となっております。以降はご参照をお願いしたいと思います。報告の説明は以上でございます。

#### ○議 長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。第1項から第3項まで一括して事務局の説明を受け、質疑を行い、裁決はそれぞれにいたします。それでは事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、議案書の8ページをお願いいたします。

---

**議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について** でございます。

---

先ず、第1項でございます。氏名、\_\_\_\_\_、住所、筑後市大字常用、経営形態、米麦大豆、面積407a、農業労働力合計の3名でございます。こちらの方はあっせん基準の117a以上をクリアしてあるということになります。続きまして、第2項の\_\_\_\_\_氏につきましてはですね、認定農業者でございますけれども、農地が家族所有のみの経営になっておりまして、来月家族間の利用権設定と同時にですね、改めましてもう一度提出していただくということで、今回第2項につきましては、すみませんが取り下げという取扱いをお願いいたします。今回第2項は取り下げということでお願いいたします。続きまして第3項でございます。氏名、農事組合法人\_\_\_\_\_代表理事\_\_\_\_\_さん、住所、筑後市大字志、経営形態、米麦大豆・いちじく、面積1,797aでございます。令和3年の認定農業者ということでございます。説明は以上でございます。

#### ○議 長

それでは説明が終わりましたので議案第1号第1項から第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。近藤委員どうぞ。

#### ○委 員（5番）

あのですね、3番の農事組合法人、いわゆる農地所有適格法人のですね、法人であ

ってもこれはあっせん基準に登録申請をしなければならないわけですか。筑後市のですね農業委員会の農地の移動の適正化あっせん基準の6条の規定によるあっせんということでしょう。そうするとこの農地所有適格法人というのはですね、これはもう市が認定しておるわけでしょう。それでわざわざ農地を取得したりする際にですね、こういうあのあっせん登録まで申請をしなくてはならないわけですか。普通ですね結局は水田農業者であれば117a以上がですね、登録申請でそういう方にはですね、登録申請をして基盤法なりで農地をですね取得してありますけど、このこういう農地所有適格法人ということはですね、事前にもう登録してあるから、筑後市長も認定しておられるからですね、わざわざまた登録をですねやらなければならないっていうことじゃ無いような気がするわけですよ、それでここ今話すと時間が掛かりますからですね、これは一つ農業委員会の方でですね、こういうあの認定農業者とかですね、要するに市長村長が認定をした人とかですね、そういう人までわざわざ登録をする理由があるかどうかをですね、農業委員会の事務局の方でちょっと検討しておいて下さい。

#### ○議長

いいですかね。分かった？法人は登録してあるけんわざわざこげん掛けんでんよかる、ち言よってんとじゃろ。(そういうことです。)

#### ○事務局

端的に言うと、あっせん登録をしないと誰に農地を紹介するかという手続きが踏めないんで、あっせん登録、法人でも個人でも認定農家、担い手という位置づけは変わらないんですけども、先ずあっせんをしないと誰に集めるというのが、誰に紹介するというのが、あっせん登録者に紹介するというのが農業委員会で紹介する対象者になっていますので、その中に入っていらっしゃらなかった場合ですね、買い手が誰かいませんかという時に紹介する対象者にはならないんだろうなと思いますけど。別になくても3条とかであればそれで構わないと思われま。基盤法での紹介の相手先としては、あっせんの対象者にのっかっていただく必要があるのかなというふうに考えています。

#### ○委員(5番)

基本構想と一緒にですね、それを内容を良く熟読されてですね検討しておいて下さい、というふうをお願いしておるわけですよ。これで必要ないでしょうとか言っておるんじゃないんでですね、登録する義務があるかどうか、ということですね。

○事務局

先ず、あっせん基準と基本構想は全然別のものになってきますので、基本構想の方であっせん名簿に依らずとも、基盤法に載せられるかどうかという部分では、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

○議長

いいですかね。(はい。)他にございませんか。

【質問なし】

それでは、質問も無いようでございますので第1項より順に採決をとります。

議案第1号第1項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。次に、議案第1号第3項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局は、1項から5項を続けて説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の9ページをお願いいたします。

---

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について  
でございます。

---

第1項、所在、長崎、地目、田5筆、面積計の5,295㎡、渡人、大字長崎の\_\_\_\_  
\_\_さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は\_\_\_\_円。第2  
項、所在、江口、地目、田3筆、面積計5,541㎡、渡人、大字江口の\_\_\_\_さん、  
受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で\_\_\_\_円。引渡し  
は1項2項とも令和4年6月24日でございます。10ページをお願いします。第3  
項、所在、下北島、地目、田1筆、面積1,378㎡、渡人、八女市の\_\_\_\_さん他2  
名、それぞれ持ち分1/3、受人、大字下北島の\_\_\_\_さん、利用目的は牧草、売  
買価格は\_\_\_\_円、引渡し日は令和4年6月30日でございます。第4項、所在、



常用、地目、田 2 筆、面積計 8,868 m<sup>2</sup>、渡人、大字山ノ井の\_\_\_\_\_さん、受人、大字津島の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米麦大豆で売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和 4 年 6 月 3 0 日でございます。次は追加議案の 3 枚目になります、申し訳ございません。こちらが第 5 項になってございます。所在、下北島、地目、田 4 筆、面積計の 2,611 m<sup>2</sup>、渡人、福岡県農業振興推進機構、受人、大字下北島の\_\_\_\_\_さん、利用目的はブドウ、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和 4 年 6 月 2 4 日でございます。説明は以上でございます。

#### ○議 長

それでは説明が終わりましたので、議案第 2 号 1 項から第 5 項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので順に採決をとります。

議案第 2 号第 1 項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第 2 項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第 3 項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第 4 項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第 5 項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。(挙手) はいどうぞ。

#### ○委 員 ( 1 3 番 )

すいません。1 項とか 2 項も個人から推進機構に移転、売買されて 5 項が今度は推進機構から個人の方に売買されると思うんですけど、これ推進機構の方は売る時にま

た何%ちゅうあれば掛けてしよつとですかね、そこんにきちよつと聞かせてもらいた  
いと思ったけん。

○事務局

はい、ちょっと手元にチラシを持ってきていないんであれなんですけども、手数料  
としてはですね、担い手、認定農家とかそういったような担い手に対象にする部分が  
2%を双方からですね、売り手と買い手、で、担い手以外の方は、2.5%になりま  
す。それが登記手数料とかも込みで売却される方は登録免許税とかがありますけど、  
そういったのとかもその手数料で全部完結するというようなことになっています。

○委員(13番)

ありがとうございました。

○議長

いいですかね。(はい。)他にございませんか。

では次に進みます。次に議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いしま  
す。

○事務局

はい、議案書の11ページをお願いいたします。

---

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権移転について

でございます。

---

こちらは、久富の田2筆を、久富の\_\_\_\_\_さんから、\_\_\_\_\_さんへ利用権移転す  
るものでございます。移転の時期は6月15日で、期間は残りの期間の1年間となっ  
ております。それ以外は変わらないということでございます。説明は以上でございま  
す。

○議長

それでは事務局の説明が終わりましたので、議案第3号について質問のある方どう  
ぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の12ページでございます。

---

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更について  
でございます。

---

第1項、第2項ともに、期間借地から通年へ変更されるものでございまして、作物は麦から普通作へ、借賃はそれぞれ反当\_\_\_\_\_円と\_\_\_\_\_円にされる変更でございます。説明は以上でございます。

○議長

議案第4号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第4号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書13ページでございます。

---

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について  
でございます。

---

利用権設定は借り人で22件でございますが、第1項のみご説明いたします。

権利種別、貸借権設定、第1項、所在、大字山ノ井、地目、田2筆、面積計2,744㎡、利用権は賃貸借、貸人、山ノ井の\_\_\_\_\_さん、借り人、大字山ノ井の\_\_\_\_\_さん、利用目的、米、賃借料は反当たり米\_\_\_kg、期間は3年間の再設定でございます。

す。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書は31ページをお願いいたします。括弧書きの中間管理事業分は今回ございません。左上の総計でございます。田は61件、面積231,086.85㎡、畑はありません。新規・再設定別では、新規19件、再設定42件、通年・期間借地の別では、通年55件、期間借地6件、小作料納入別は、金納44件、物納8件、耕起代掻6件、使用貸借3件でございます。右の表をご覧ください。貸借期間別でございますが、1年が2件、3年と4年が各2件、5年が38件、6年が4件、10年が13件となっております。すみません。期間の1年と2年のところの面積がずれてますね、(全部ずれている。)違う、面積が集計上合っていないですね。件数だけしか合っていない・・・。申し訳ありません、これ面積が一致しておりません。正確な数字がちょっと判りません。件数だけが正しくて面積が誤っているかと思います。この数字については申し訳ありませんけど後日、ちょっと集計の方をお配りさせていただきたいと思います。手元に持ってきている集計が件数しか入っていないので、件数はこれで合っているはずで、面積の方が間違っているってということで、後日すみませんが改めたものをですねお配りさせていただきたいと思います。

#### ○議長

今、面積の方は間違っているということでございますが、議案第5号について、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ。

#### ○委員(5番)

30ページですね、22項ですけど、借人が福岡市の方ですけどこれは当然通作して耕作されるっていうことですよ。一応作物はさつまいもになっておりますからですね。これは全てさつまいもということですよ。

#### ○委員(11番)

私も質問したいけどいいですか。(どうぞ。)4ページの\_\_\_\_\_さんの方がやっていると聞いたんですけど。4ページに契約解除の\_\_\_\_\_さんと同じ人なんですよ。八女市でやっていると聞いたんですけど。お住まいが福岡でって、で働いているのが八女市だって聞いて説明を受けたんですけど。いいですか。

#### ○事務局

八女市に勤めじゃないけれども、八女市で作物を作ってらっしゃってその事業所さんからは筑後市は近いということで、お住まいは福岡ですけどこちらにいらしてる

という形で。

○議長

福岡が住所なら八女市は。

○事務局

八女市は事業所の住所で、事業所をやめられて個人でされるように今切り替え手続きをされてある、法人経営にしてあったけれども、その法人経営を解いて今個人経営に切り替えられてあるということですね。

○委員（5番）

22項の利用権設定は個人が貸人とやっておられるということですね。

○事務局

はい、今まで法人であったのを個人に切り替えをされている。

○議長

法人は無くなったということ。

○事務局

ゼロにされたかどうかは判りませんが、筑後市分は無いということですね。

○議長

筑後市分はないと、で個人で受けてされるということ。福岡の方が通ってこらっしゃる。

○事務局

元々\_\_\_\_\_の代表の方が自分でされるということです。

○委員（13番）

ちょっとよかですかね。（はいどうぞ。）全部さつま芋になつとるばってん、全部さつま芋植えるちゅうこつであれしちやっとなですかね。

○事務局

そうですね、さつま芋の計画です。

○委員（13番）

あの、今植えてあつとが多分五反田やろうち思うじゃん、こっちの9,869㎡のところは、この間聞いたですもん。その前の麦とか大豆被害の時に草刈りも何もせらっしゃれんやっただけん、こっちはまだ何ば植えるか決きまったらんちゅう話やっただけん。

○事務局

あの、一応5年間での作物で、計画としてはですね、利用権設定としてはさつま芋という計画で出しているということですね。

○委員（13番）

草もぼうぼう生えとるけんぴしゃつとしてくれちゃ言うとるばってんですね。また地元聞いてみやん。

○議長

5年間の中でせらっしゃるちゆうこと。

○事務局

貸し借り期間は5年間を出していらっしゃいますんで、その間に全ての作物がさつま芋だけかと言われるとなんとも。田んぼに畑作物なので年中とは限らないので。

○議長

さつま芋じゃなかつば植えらっしゃったら。

○事務局

例えば米と書いてあって麦ば植えらっしゃることもあり得るんで、それと同じ様な感じですね。

○議長

それでは他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので採決をとります。

議案第5号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第6号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の32ページをお願いいたします。

---

議案第6号 農地法第3条の許可処分取消申請について

でございます。

---

こちらは、島田の畑11筆でございますが、令和2年7月6日に許可しております

た農地法3条の取り消しでございます。申請事由は、父より家を継ぐ理由で贈与の許可を受けたものの、税務署と相談の上、撤回されるというための申請でございます。贈与を取り消すための許可取消し申請でございます。事務局からの説明は以上でございます。

**○議 長**

議案第6号について、担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

あの、この件に関しましては、税務署等との話し合いがありまして、贈与税が何百万か払わないかんちなりまして、取り下げることになっているそうです。以上です。審議をお願いします。

**○議 長**

それでは説明が終わりましたので、質問のある方どうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第6号について、許可取り消しすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、許可を取り消しすることにいたします。

次に、議案第7号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は9件ございますが、第1項と第2項は関連いたしますので一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、それでは議案書の33ページをお願いいたします。(すいません。)

**○議 長**

はい。

**○委 員 (1番)**

私んどだけですかね、32と33が抜けて37、38が2部あるとは。

(ページ飛びを確認。差替え)

**○事務局**

他の方は大丈夫でしょうか。それでは議案書の33ページ、

---

## 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

---

第1項は、契約、売買、所在、熊野、地目、畑2筆、面積計1,312㎡、渡人、大字西牟田の\_\_\_\_\_さん、第2項でございます。契約、売買、所在、熊野、地目、田1筆、面積568㎡、渡人、大阪の\_\_\_\_\_さん、受人は2件とも山ノ井の\_\_\_\_\_さん、売買価格は第1項が総額で\_\_\_\_\_円、第2項が総額\_\_\_\_\_円でございます。2件とも手が回らないため売却されるものと伺っております。1項は白地農地で他にも持ってらっしゃいますけど熊野分を処分されたいということでございます。2項は青地の農地でございます、白地の農地はご自分で転用されるけれども青地の農地は\_\_\_\_\_さんというようなことでの所有権移転でございます。事務局からの説明は以上でございます。

### ○議長

それでは第1項及び第2項について、担当委員の説明をお願いします。

### ○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。えっと、一つ付け加えは、両方の方\_\_\_\_\_さんと同級生で\_\_\_\_\_さんに言いやすかったというところで売買をもっていかれたとは聞いております。以上です。審議の方よろしくをお願いします。

### ○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ。

### ○委員(13番)

2項についてですね、これが大体基盤整備があった土地で三角の土地なんですよ。で、その前に不動産屋かなんかが来てから見よったけん尋ねたら宅地にするけんぢゅうことやったけんですね、ちょっと基盤整備しとつとこば道端で売っていきよつとも、あそこば売ったならば他のところもそげんなつと困るけん法人の方とも相談してち、判なつかんめち言いよつたらその後\_\_\_\_\_君の方からこげんやって、\_\_\_\_\_さんが買わっしゃるげなけんち話ん来たけんですね。\_\_\_\_\_さんと話をしてきました。一応これはさんが弟さんなんですよ、兄貴さんが死んでから相続してからあれしてあつとですよ。で、法人の方としてはあの北脇にハウスのあるけんですね、面積は568㎡ちゃこつち



の方で調べとったけんですね、あれならお前が買うてくれんかちゆうて話ばしとったんですけど、そしたら\_\_\_君の方に\_\_\_万で売ってあるけんこれ、坪\_\_\_\_\_円ぐらいなるですもん。反当\_\_\_万やっけん家が2軒ぐらいあるとはあつですもんね。で、東脇はずらっと家が建ち込んできとるんですよね。そこも大体基盤整備の時に三角のところが残地で余とったんですよ。法人の方としても分けないかんけんて、買うてくれやっけんてその三角んところが残とったけんが北脇に付けて\_\_\_さんば一番南さんやってくれちゆうてから、やったら買うたっちゃよかけんでち、2畝か3畝ぐらい買うた状態やっつですよ。で、\_\_\_さんと話したら5年後先はどげんなるか分からんち言わしたばってん、一応5年間な動かさんけんちゃ言わしたけんですね、その後はどげんなるじゃ分からんばってん。一応そういうことです。

#### ○議 長

詳しく説明いただきましたけれども。皆さんどげん思わっしゃるでしょうか。他にございませんか。

#### 【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

第1項及び第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、第3項、契約、売買、所在、前津、地目、田1筆、樹園地1筆、面積合計の565㎡、渡人、前津の\_\_\_\_\_さん、受人、同じく前津の\_\_\_\_\_さん、申請事由は渡人の希望でございまして、作物は露地野菜、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円でございます。隣接農地を受人が耕作中でありますので、県道の残地の部分になろうかと思っておりますが、その部分を購入されるものと思っております。事務局からの説明は以上でございます。

#### ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

只今事務局からの説明どおりであります。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項と第5項についても関連いたしますので、一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、34ページをお願いいたします。第4項、契約、売買、所在、水田、地目、田1筆、面積3,696㎡、渡人、みやま市の\_\_\_\_\_さん、第5項、契約、売買、所在、久富、地目、田1筆、面積499㎡、渡人、久富の\_\_\_\_\_さん、受人はともに久富の\_\_\_\_\_さん、売買価格は第4項が、総額で\_\_\_\_\_円、第5項が総額で\_\_\_\_\_円でございます。受人は現在非農家でございます、2件とも渡人が売却先を探してありましたところ、受人も農地を探されておりました今回の申請に至ったものです。作物は、水田が米麦、久富は景観作物と野菜の計画になってございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

第4項及び第5項について、担当委員の説明をお願いします。(挙手) どうぞ。

○委員(5番)

今度、\_\_\_\_さんっていう方は新規ということですね、そしたら営農計画なんかは当然提出しておられる訳でしょ。

○事務局

そうです。新規ですので計画は出していただいております。

○委員(5番)

やっぱり米麦なんかを作られる訳ですか。

○事務局

そうです。田の方はですね、米麦になっております。

○担当委員

今の\_\_\_\_さんの件ですけど、先月に多分4反買うてあると思うんですけど。(今回です。)その前に4反ぐらい買うてあったでしょ。\_\_\_\_さんが。

○事務局

これが初めてです。(買うてあるやん。先月。)これがそれです。

○担当委員

これがそれかね。機械とかなんか買うごたるふうにしちやるとですかね。

○事務局

作業委託です。(はいよかです。)

○議 長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項及び第5項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、贈与、所在、志、地目、田2筆、面積計3,607㎡、渡人、志の\_\_\_\_さん、受人、同じく志の\_\_\_\_さん、申請事由は親子間の贈与でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

6項につきましては事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第6項について質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

第7項、契約、贈与、所在、富重、地目、田1筆、面積1,332㎡、渡人、富重の\_\_\_\_さん、受人は、同じく富重の\_\_\_\_さん、申請事由は離農に伴い、法人で作付けしてあった受人へ贈与されるものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**○議長**

次に、担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

只今事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくをお願いいたします。

**○議長**

それでは説明が終わりましたので、第7項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。第7項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第8項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

35ページをお願いいたします。第8項、契約、売買、所在、常用、地目、田1筆、面積4,395㎡、渡人、常用の\_\_\_\_さん、受人は、柳川市三橋町の\_\_\_\_さん、申請事由は渡人の希望によるもので、作物は米、売買価格は反当たり\_\_\_\_円でございます。特段地元の相談とかはされていच्छゃらなくて、本人同士の契約で売買されるということでございます。説明は以上でございます。

**○議長**

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容については今事務局から説明があったとおりです。この\_\_\_\_さんと\_\_\_\_さんというのがなんか親戚関係になるということで聞いておりますのでですね地元ではなくてそういう関係で話をされたということです。以上です。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第8項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第8項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第9項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第9項、契約、贈与、所在、前津、地目、樹園地1筆、面積13㎡、渡人、前津の\_\_\_\_さん、受人は同じく前津の\_\_\_\_さん、申請事由は渡人の希望によるもので、作物はお茶、狭小な農地をですね隣接する受人へ贈与されるものでございまして、もう既に隣地の茶畑のなかの小さな一部になっているという部分を渡されるものでございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今の事務局の説明どおりであります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第9項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第9項について許可することに賛成の方挙手をお願いいたします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第8号、農地法第4条の転用でございます。本日の案件は3件でございます。3件とも関連いたしますので一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

### ○事務局

はい。議案書の36ページをご覧ください。

---

### 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

でございます。

---

第1項から第3項まで続けて説明します。第1項、所在、溝口、地目、田、1筆、面積552㎡、申請人は、筑後市溝口の\_\_\_\_\_さん、申請事由は、貸資材置場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。(地図により位置説明)4条—1のところになります。続きまして第2項でございます。同じく所在は溝口、地目、田2筆、面積計1,391㎡、申請人は、筑後市溝口の\_\_\_\_\_さん、申請事由は、貸資材置場整備というところでございます。地図は4条—2のところでございます。続けて第3項でございます。所在、溝口、地目、田1筆、面積1,438㎡、申請人は、筑後市溝口の\_\_\_\_\_さんの相続人で\_\_\_\_\_さん、同じく相続人の\_\_\_\_\_さんでございます。1ページの4条—3のところでございます。第1項から第3項まで一緒に造成され貸資材置場の整備をされます。賃貸借契約で借りられるのは、溝口にある\_\_\_\_\_さんで、計画では、コンクリート製品、空洞ブロックを置くということになってございます。こちらの農地は北側へ広がりのある農地でございます。第1種農地となりますけれども、地権者さんがですね集落内におられ、貸先の事業所が同じ溝口の集落にある場合はですね、集落接続により転用許可可能というふうになってございます。それぞれのですね賃借料は、第1項の\_\_\_\_\_さんところが月額\_\_\_\_\_円、第2項の\_\_\_\_\_さんのところが月額\_\_\_\_\_円、第3項の\_\_\_\_\_さんさんのところも月額\_\_\_\_\_円というところになってございます。説明は以上でございます。

### ○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。地図は1ページの溝口竈門神社の西で  
ございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第8号第1項から第3項について、質問の  
ある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので、順に採決をとります。

議案第8号第1項から第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいた  
します。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第9号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は9件ござい  
ます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書37ページをご覧ください。

---

#### 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

---

第1項、契約、売買、所在、西牟田、地目、田1筆、畑1筆、面積計826㎡、渡人  
は筑後市西牟田の\_\_\_\_\_さん、久留米市荒木町の\_\_\_\_\_さん、受人は大牟田市松原  
町の株式会社\_\_\_\_\_さん、申請事由は、建売分譲住宅建設特定条件付売買予定地と  
なっています。地図の2ページをご覧ください。(地図により位置説明) 建売住宅9棟の  
計画で、こちらの農地は住宅に囲まれた農地で第3種農地、原則許可となっております。  
一体利用地として緑色の所、これが宅地となっております1,720.97㎡、宅地  
3筆となっております現在建っている住居はですね解体される計画です。土地の売買価格  
は、総額の\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上でございま  
す。

○議 長

第1項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者ということで、会議にご出席いただきますのでよろしく申し上げます。それでは、第1項の申請人の入室をお願いします。

【申請人 入室】

本日は、大変お忙しい中を、ご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介をいたします。申請人である株式会社\_\_\_\_\_の \_\_\_\_\_様と設計されている \_\_\_\_\_測量登記事務所の \_\_\_\_\_様です。申請人におかれましては、委員からの質問がありましたら、ご起立していただいて、簡潔なご答弁をお願いいたします。申請人に、質問のある方どうぞお願いいたします。

○委 員（8番）

\_\_\_\_\_さんですね、主な事業内容を教えてください。

○申請人

はい。弊社、不動産会社になりまして基本的に土地建物の売買とかの仲介をメインで行っておりまして、その中で一部こういう分譲地建てたりとかうちで作ってお客様に売却をしてるっていう事業内容になります。以上です。

○委 員（8番）

はい、ありがとうございます。

○議 長

他にございませんか。どうぞ。

○委 員（9番）

筑後市の近郊でその事業実績とか現在転用されているところとかありますか。

○申請人

筑後市では現在はありません。と、過去も筑後市の方での分譲っていうのは実績はないので、近郊では大牟田とか柳川とかが多くて、細かいお話をすると私の方がこちらの筑後の方の出身なので今後はちょっと増えていくかなと、はい。

○議 長

次に質問のある方どうぞ。

○委 員（15番）



こんど盛土されると思いますけど、どれくらいの高さを計画してありますか。

○申請人

設計を担当しております、\_\_\_\_登記測量事務所の\_\_\_\_と申しますけれども、概ね60センチから70センチの盛土の予定です。

○委員（15番）

今いつも問題になっておりますけれども、周りへの影響ですね、流れたりそこんにきをしっかりやって貰える様をお願いしたいと思います。

○申請人

はい。

○議長

他にございませんか。どうぞ。

○委員（5番）

あの、建売の条件付ですね土地の販売っていうことですけど、これは全区画予定してあるわけですか。販売予定はですね。

○申請人

9区画に分けて、はい。そういった条件で募集をする予定にしております。

○委員（5番）

分かりました。ご承知と思いますけどですね、もし売れ残った場合は転用事業者さん自らが建売をですね販売っていうことになりますからですね、そういうときは引き続き建築をしていただいて、お願いしたいと思います。

○申請人

はい。

○議長

他にございませんか。どうぞ。

○委員（4番）

水路が通ってますですね、大きな水路が、その辺の高さ、今言われた60センチぐらいで大丈夫ですか。

○申請人

河川の方ですか。（はい。）境界からある程度離れてますので、で、土留めに対して

もブロックよりちょっと土砂流出が流れないようにというご指摘があったので、天端より20センチぐらい土の高さは低くなるんですね。ブロックの天端より。概ね今県土整備事務所とも協議中ですが、一応問題ないような感じです。

○委員（4番）

最近、今までも集中豪雨とかあった場合にですね、その時はそれで過ごすか分からんけれども、後々大水害なった場合がですね、ここを造成した場合水が溢れ出ることもあってしょうが、建売分譲だからですね。この周辺に影響の内容によろしく願っています。

○申請人

はい。

○議長

他にございませんか。はい、どうぞ。

○委員（13番）

今の水路の件ですけど、これは倉目川でしょうが。（はい。）ここには大体が浸かるかそういうところじゃなかつですかね。あそこには街中も浸かるけんですね。

○担当委員

まああの、これからですね南、ここは久保という行政区になるわけですね。それですね、ここよりも南の方がですね、結構あの浸水がですね多いんですけど、久保は未だですね、倉目川で排水を良くされるから今のところ未だ水害は無い・・・、久保よりも東側の町ですね、バイパスですね、あそこは今大がかりな市役所で工事をやっておられますからですね、久保はわりかし・・・、大丈夫とは言われんでしょうけど。

○議長

いいですか。他にございませんか。

【質問なし】

それでは、他に質問が無いようですので、申請人にはここで退席していただきます。本日は、大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。

【申請人 退室】

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今ですね事務局の説明と質疑応答がありましたけど、さらに慎重なご審議をお願いします。地図は2ページになります。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。(よろしいですか。)どうぞ。

○委員(11番)

今売買価格は\_\_\_\_万と言われたのは一体利用地まで併せた値段ですか。

○事務局

はい、そうです。

○委員(11番)

農地だけっていうのは出てないんですね。

○事務局

農地だけっていうのは出てないですね。(分かりました。)

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは他に質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第9号第1項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、贈与、所在、山ノ井、地目、田、1筆、面積547㎡、渡人は筑後市山ノ井の\_\_\_\_\_さん、受人は筑後市山ノ井の\_\_\_\_\_さん、祖父と孫の関係になります。申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。3ページをご覧ください。(地図により位置説明)自己住宅で建物の面積は128.35㎡の計画となっております。この農地は用途地域で第3種農地となり、原則許可になります。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

今事務局から説明あったとおりでございますので、地図は3ページということで目を通していただければ分かると思いますが、よろしくをお願いします。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第9号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書の38ページをご覧ください。第3項、契約、売買、所在、羽犬塚、地目、畑5筆、面積計700㎡ちょうどでございます。渡人は筑後市羽犬塚の\_\_\_\_\_さん、同じく羽犬塚の\_\_\_\_\_さん、それと\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さんそれぞれ1/2の共有、それと\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さんのそれぞれ1/2共有、受人は久留米市合川町の\_\_\_\_\_さん、申請事由は共同住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。4ページをご覧ください。(地図により位置説明)共同住宅1棟12戸の計画で3階建て、JR鹿児島本線がすぐ西にあるためですね、申請地の一番東側に建物を建築予定でございます。1LDKですね。建築面積は143.48㎡となっております。こちらの農地は用途地域で第3種農地、原則許可となっております。土地代は\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上です。

#### ○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。地図は4ページにあります。審議の方よろしくをお願いします。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第9号第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地4筆、面積合計2,133.43㎡、渡人、筑後市前津の\_\_\_\_\_さん、受人、八女市納楚の有限会社\_\_\_\_\_さんです。申請事由は貸店舗建設という計画になっています。場所の確認をお願いします。地図の5ページをご覧ください。(地図により位置説明)貸店舗の面積は560㎡、お店の予定はお寿司屋さんと聞いております。個室が4部屋、座席はカウンター20席ほどのいわゆる回るお寿司屋さんではなくて普通のお寿司屋さんと聞いております。ここは、令和4年3月9日にですね農振除外完了となっており、農地の広がり10ha未満、第2種農地と判断してございます。また、高圧線の鉄塔が申請地にありますが、地役権者として九電さんの同意書が添付されています。この関係で九電さんと立会が必要となり、転用許可後に九電との立会が必要なので、工事開始の期間が10月からとなっております。営業開始は令和5年11月を予定されているところでございます。土地の総額は\_\_\_\_\_円で、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。地図は5ページに付いてます。審議の方よろしく申し上げます。

○議長

説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第4項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、議案書39ページをご覧ください。第5項、契約、使用貸借、所在、熊野、地目、畑1筆、面積607㎡、貸人は筑後市熊野の\_\_\_\_\_さん、借人は同じく熊野の\_\_\_\_\_さん、親子になります。申請事由は、自己住宅建設という計画になっています。場所の確認をお願いします。地図の6ページをご覧ください。(地図により位置説明) 建物の面積は56.31㎡、一体利用地として南側の宅地146㎡になります。一体利用地から進入する形になります。こちらの農地は、用途地域で3種農地で原則許可となります。使用貸借の期間は永年となっています。説明は以上です。

**○議長**

次に、担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

内容につきましては今事務局の説明どおりでございます。多分これ親子だと思うんですけど、審議の方よろしくをお願いします。

**○議長**

それでは説明が終わりましたので、第5項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

それでは質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第5項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

第6項、契約、賃貸借、所在、久富、地目、畑1筆、面積265㎡、貸人は福岡市中央区の\_\_\_\_\_さん、借人は東京都千代田区の株式会社\_\_\_\_\_さん、申請事由は、敷地拡張による駐車場整備となっています。場所の確認をお願いします。地図の7ペ

ージをご覧下さい。(地図により位置説明) 駐車場をですね、さらに10台確保するためにですね、申請地の賃貸借というふうになったものでございます。申請地のですね、すぐ北側に水路があるんですけど、ふた掛けされて駐車場を一体的に使用できるようにされる計画でございます。賃貸借の期間は2045年の3月11日までの約23年間となっております。賃借料は月額\_\_\_\_\_円となっております。こちらの農地はですね、宅地に囲まれた農地で第3種農地、原則許可になります。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明どおりでございます。北側に元の真ん中のU字溝が1mぐらいとがいかつとるですもんね、確か。それけんでその水路だけちゃんとぴしゃっとあれしてくれちゃ言っておりますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第6項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第6項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第7項、契約、売買、所在、鶴田、地目、畑1筆、面積950㎡、渡人は筑後市鶴田の\_\_\_\_\_さん、受人は筑後市志の\_\_\_\_\_さん、申請事由は、貸資材置場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページになっております。(地図により位置説明) こちらの農地はですね、10ha未満の農地で第2種農地になります。土地の総額は\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今、事務局の説明のとおりでございます。地図は8ページでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第7項について質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委 員（11番）

貸し置場って言うことですが、貸す相手は。

○事務局

はい、\_\_\_\_さんが経営されている\_\_\_\_さん、建設業ですね。（分かりました。）

○議 長

他にございませんか。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第7項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第8項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

では議案書の40ページをご覧ください。第8項、契約、売買、所在、新溝、地目、畑3筆、面積合計385㎡、渡人は筑後市新溝の\_\_\_\_さん、同じく新溝の\_\_\_\_さん、広川町の\_\_\_\_さん、受人は筑後市長浜の\_\_\_\_さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。9ページでございます。（地図により位置説明）建物の面積は77.01㎡の計画となっております。こちらの農地は広がりのある農地で第1種農地になりますが、集落接続可能ということで許可可能となります。土地の総額は\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_円です。説明は以上です。

○議 長



次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

只今事務局の説明どおりでございます。地図は9ページでございます。審議のほどよろしくをお願いします。

#### ○議 長

説明が終わりましたので、第8項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

##### 【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第8項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

##### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。次に、第9項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、第9項、契約、贈与、所在、長崎、地目、畑1筆、面積79㎡、渡人は筑後市下北島の\_\_\_\_\_さん、受人は筑後市長崎の\_\_\_\_\_さん、申請事由は、敷地拡張、倉庫用地という計画となっております。場所の確認をお願いします。10ページでございます。(地図により位置説明)今回この農地の贈与にあたりですね、実は昭和48年に\_\_\_\_\_氏の亡くなられたお父様がですね、倉庫を建築されいわゆる無断転用になっておりましたけれども、農林事務所に相談したところですね、敷地拡張で追認するとのことで5条の申請をしてもらったところでございます。こちらの農地は10ha未満の農地で第2種農地になりますけれども、敷地拡張で許可可能ということでございます。説明は以上でございます。

#### ○議 長

担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

ここはですね、無断転用でしてあったそうですので、ちゃんとするという話を聞いています。ご審議方よろしくをお願いします。

#### ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第9項について質問のある方はどうぞお願いい

たします。

**【質問なし】**

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第9項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第24回農業委員会を閉会いたします。

午後4時22分 閉会